

(例規16)

陸幕会第65号  
昭和47年4月1日

改正	昭和48年11月12日陸幕会第161号	昭和51年4月6日陸幕会第69号
	昭和53年1月13日陸幕監理第1号	昭和56年3月11日陸幕会第53号
	平成元年2月10日陸幕法第25号	平成5年5月26日陸幕会第178号
	平成7年2月23日陸幕会第46号	平成11年9月6日陸幕会第237号
	平成12年9月6日陸幕会第267号	平成13年3月27日陸幕法第38号
	平成14年1月25日陸幕会第25号	平成16年10月15日陸幕会第522号
	平成19年1月9日陸幕会第4号	平成19年8月31日陸幕会第486号
	平成21年2月3日陸幕法第10号	平成21年3月6日陸幕会第124号
	平成22年3月23日陸幕会第263号	平成26年7月2日陸幕会第653号
	平成27年9月24日陸幕会第962号	平成30年3月9日陸幕会第279号
	平成31年4月19日陸幕法第133号	令和3年7月19日陸幕会第787号
	令和5年4月26日陸幕会第590号	令和6年3月19日陸幕会第359号

陸上総隊司令官  
各方面總監  
中央会計隊長  
会計監査隊長  
中央輸送隊長 殿  
各機関の長  
(自衛隊体育、情  
報、需品、輸送、化  
学、高等工科各学  
校長を除く。)

陸上幕僚長  
(公印省略)

#### 経費率の算定及び適用要領について(通達)

標記について、別冊のとおり定めたので、この要領に基づき契約事務の適正かつ円滑な実施を図られたい。

なお、「経費率算定要領について(通達)」(44.3.20陸幕会第38号。例規16)は廃止する。

また、この通達は令和5年4月1日から施行するものとし、適用については下記によるものとする。

- 1 改正後の規定は、この通達の施行日後に締結した契約に適用する。
- 2 施行日までに締結した契約の変更契約については、なお従前の例による。

添付書類：別冊「経費率の算定及び適用要領」

経費率の算定及び適用要領

目次

- 1 目的
- 2 用語の意義
- 3 経費率算定のための調査要領
- 4 個別経費率
- 5 端数計算要領
- 6 指名経費率
- 7 経費率算定の様式
- 8 経費率の適用
- 9 経費率の原則的な適用要領
- 10 経費率の特例的な適用要領
- 11 国庫債務負担行為の経費率適用要領
- 12 暫定経費率の適用要領
- 13 経費率算定希望企業体等の上申
- 14 防衛大臣承認事項等に係る上申

## 1 目的

この要領は、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号。以下「訓令」という。）第72条の規定に基づいて、訓令の実施に関し必要な貸率、製造間接費率、一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率（以下「経費率」と総称する。）の算定に必要な細部事項並びに経費率の適用要領について定めることを目的とする。

## 2 用語の意義

この要領において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 企業体等

民法（明治29年法律第89号）に規定する法人若しくは会社法（平成17年法律第86号）に規定する会社、工場等又は事業部門の総称をいう。

### (2) 標準個別経費率及び実際個別経費率

予定価格の算定及び原価監査付契約の確定時において、一定期間使用するための企業体等ごとに算定した経費率をいう。なお、一定期間とは、原則として財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する国の会計年度をいう。

### (3) 指定個別経費率

調達物品等又は契約の特性により、標準個別経費率によっては予定価格を算定することが適当でないと認める場合において、当該契約の予定価格算定に限り使用するための当該契約条件等を考慮して算定した経費率をいう。なお、適用期間は、原則として、契約しようとする調達物品等の予定生産（又は販売）期間とする。

### (4) 個別経費率

標準個別経費率、実際個別経費率及び指定個別経費率を総称して個別経費率と  
いう。

### (5) 指名経費率

装備品等の調達に当たり、指名競争契約を実施する場合において、当該契約の  
予定価格算定に使用するための業種又は品種を単位として算定した経費率をい  
う。

### (6) 業種別標準経費率

装備品等の調達に当たり、当該関係業種の平均標準値を適用するための業種別  
標準として算定した経費率をいう。

### (7) 統計資料等

公共機関等の告示及び公共機関等の発行する各種統計資料であって次の各号に  
掲げる条件を満たすものをいう。

ア 毎年継続的に発行されていること。

イ 一般に公開され、容易に入手できるものであること。

### (8) 公共機関等

国の行政機関、地方公共団体、法律に基づき設置される公庫、公団等の政府関  
係機関及びこれに準ずる機関をいう。

### (9) 防衛省の機関

防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第14条及び第19条に規定する機

関をいう。

### 3 経費率算定のための調査要領

- (1) 経費率算定のための調査は、原則として調査を必要とする事項について相手方から資料の提出を求め、精査するものとする。ただし、提出資料の内容について疑義等があり、必要があると認める場合は、当該企業体等の承諾を得て帳票等を実地において調査確認するものとする。
- (2) 標準個別経費率及び実際個別経費率の調査については、原則として当該企業体等の計算期間を考慮して年1回、努めて第1四半期末までに実施するものとし、指定個別経費率及び指名経費率の調査については、必要の都度随時にこれを行うものとする。ただし、当該率を特に変更する必要がある場合は、その都度これを行う。
- (3) 相手方から提出を求める資料は原則として次に掲げるものとし、その様式は当該企業体等の慣行のものによるものとする。ただし、必要があるときは、その様式を指定することができる。なお、組織・手続・制度等について、経費率に影響を与える変更等があった場合は、その事項について併せて提出を求めるものとする。

ア 当該企業体等において定める事業基準（訓令第4条第3項に規定するものをいう。以下同じ。）

イ 直近の有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項の規定による。）

当該書類の作成を要しない企業体等にあつては、直近の事業報告及び計算書類（貸借対照表、損益計算書、製造原価明細書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び付属明細書）

ウ 直近の原価明細書（原価要素を費目別、部門別及び調達物品の特性により必要があるときは、製品別に集計したものをいう。）

エ 予定賃率等及び予定製造間接費率等又は予定加工費率等並びにこれらの算定資料

オ その他前記資料に関する細目内訳及び説明資料

- (4) 前号の資料を提出させることが困難なものにあつては、前号に準ずる資料の提出を求めるものとする。この場合、株式会社にあつては取締役会の決議（会社法第369条第1項又は第348条第2項の規定により行うものをいう。）を経たもの、その他の企業体等にあつては、これに準ずると認められる企業体等の機関の承認を得た事業予算書に基づいて作成されたものとする。
- (5) 前2号の資料の調査は、相手方から提出を求めた事業基準によるものとし、別紙第9で定められている計算項目等基準表に留意するものとする。ただし、相手方の事業基準が原価計算基準（昭和37年大蔵省企業会計審議会中間報告）、企業会計原則（昭和57年大蔵省理財局企業会計審議会最終改正）及びその他企業会計について必要な事項を定めた関係法令等（以下「原価計算基準等」という。）に準拠していない場合、又は相手方において事業基準を定めていないときは、原価計算基準等によるものとする。

### 4 個別経費率

- (1) 訓令第44条に規定する賃率等の計算は次の要領により算定するものとする。
  - ア 当該企業体等の事業基準が原価計算基準等に準拠しているかを調査し、訓令第44条の各号に掲げる計算式を決定するものとする。

イ 予定賃率等を適用している企業体等においては、当該予定賃率等から訓令第36条に定める非原価項目の控除を行い計算するものとする。ただし、過去1年間  
の予定賃率等と当該予定賃率等に対応する実績が管理されていないと認められるときは、標準個別経費率及び指定個別経費率算定の際は当該予定賃率等に適  
当な修正を加えるものとする。

ウ 前イによることが適当でない場合は、次の順序で計算する。

(ア) 当該企業体等の実際計上額から次の事項について修正計算を行い、期間実績率を計算するものとする。

- a 訓令第36条に定める非原価項目の控除
- b 月割計算費用の配賦額の修正

(イ) 当該実績率を基礎として、適用期間について訓令第44条に規定する変動要素を考慮して計算するものとする。

(2) 訓令第44条に規定する変動の考慮は次の項目とする。

ア 賃金及び諸手当の水準の変動

イ 賃金支払制度の変動

ウ 臨時工（又は社外工）等低賃率者の使用又は緊急作業等の高賃率者の使用

(3) 訓令第44条に規定する期間工数が資料等から得られない場合は、在籍人員数を基礎とし、次式により計算するものとする。

ア 期間工数 = [ (1日当り期間平均定就業時間 × 1人当り期間要出勤日数 × 期間平均出勤率) × (1 + 期間平均残業率) × 期間平均稼働率 × 期間平均在籍直接工人員 + 期間間接工直接作業時間 ] 又は

期間工数 = [ (1日当り期間平均定就業時間 × 1人当り期間要出勤日数 × 期間平均出勤率) × (1 + 期間平均残業率) × 期間平均在籍直接工人員 ]

上記の式におけるそれぞれの数値は、次式により計算するものとする。

$$(ア) \quad 1日当り期間平均定就業時間 = \frac{\text{期間月別定就業時間}}{\text{期間日数}}$$

$$(イ) \quad \text{期間平均出勤率} = \frac{\text{期間直接工所定内実出勤時間}}{\text{期間直接工要出勤時間}}$$

$$(ウ) \quad \text{期間平均残業率} = \frac{\text{期間直接工残業時間}}{\text{期間直接工所定内実出勤時間}}$$

$$(エ) \quad \text{期間平均稼働率} = \frac{\text{期間直接工直接作業時間}}{\text{期間直接工実出勤時間}}$$

$$(オ) \quad \text{期間平均在籍直接工人員} = \frac{\text{期間月別直接工人員}}{\text{期間月数}}$$

イ 前アの数値又は計算式が適当でないときは、統計資料等を参考として業種又は

作業内容を考慮して標準個別経费率及び指定個別経费率算定の際は修正することができる。

(4) 訓令第57条に規定する製造間接费率等の計算は次の要領により算定するものとする。

ア 当該企業体等の事業基準が、原価計算基準等に準拠しているかを調査し、訓令第57条第1項の各号に掲げる計算式を決定するものとする。

イ 予定製造間接费率等を適用している企業体等においては、当該予定配賦率等から訓令第36条に定める非原価項目の控除、訓令第25条に規定する計算項目中、

経费率で計算される計算項目以外の計算項目に負担される額の控除を行い計算するものとする。ただし、過去1年間の予定配賦率等と当該予定配賦率等に対応する実績とが管理されていないと認められるときは、標準個別経费率及び指定個別経费率算定の際は当該予定配賦率等に適当な修正を加えるものとする。

ウ 前イによることが適当でない場合は、標準個別経费率及び指定個別経费率算定の際は次の順序で計算する。

(ア) 当該企業体等の実際計上額から次の事項について修正計算を行い、期間実績率を計算するものとする。

a 訓令第36条に定める非原価項目の控除

b 訓令第25条に規定する計算項目中、経费率で計算される計算項目以外の計算項目に負担される額の控除

c 月額計算費用の配賦額の修正

(イ) 当該実績率を基礎とし訓令第57条第1項の変動要素を考慮して計算するものとする。

エ 前ウの計算に当たり、輸送費、梱包費、販売費等を直接費と計算することが適当と認められる場合は、当該費目を控除するものとする。

(5) 訓令第57条第1項に規定する変動の考慮は、次の項目とする。

ア 第2号に掲げる項目

イ 製造間接費に属する計算要素の季節的変動

ウ 物価水準の変動

エ 製造間接費に属する要素の支払条件の変更

オ 設備投資に伴う変動

カ 操業度の変動

操業度は生産設備を一定にした場合における利用度をいい、工数、機械工数、生産数量、作業量、作業係数換算作業量等の物価測定の単位をもって表示する。

(6) 当該操業度が期間実績製造間接费率計算の基礎となった操業度に比較し増減するときは、製造間接費に属する要素を固定費と変動費に分類し、必要な修正を加えるものとする。

(7) 訓令第60条に規定する一般管理及び販売费率の計算は次の要領により算定するものとする。

ア 当該企業体等の事業基準が原価計算基準等に準拠しているかを調査し、訓令第60条に掲げる計算式を決定するものとする。

- イ 当該企業体等の実際計上額から次の事項について控除又は修正を行い計算するものとする。
    - (ア) 訓令第36条に定める非原価項目の控除
    - (イ) 訓令第25条に規定する計算項目中、経費率で計算される計算項目以外の計算項目に負担される額の控除
    - (ウ) 訓令第34条第1項を適用する場合の修正
  - ウ 予算統制を実施している企業体等において、過去1年間の予算と当該予算に対応する実績とが管理されていると認められるときは、標準個別経費率及び指定個別経費率算定の際は当該予算から前イの修正計算を行い計算することができる。
  - エ 訓令第60条に規定する期間売上原価、期間製造原価及び期間加工費は、過去1年間の実績額により計算するものとする。ただし、適用する期間について訓令第60条の変動の見込みができる場合は、標準個別経費率及び指定個別経費率算定の際は変動の見込みを加えて計算するものとする。
  - (8) 訓令第63条に規定する標準金利は、毎年度陸上幕僚長が示すところによる。
  - (9) 訓令第36条第2項に規定する非原価項目の取扱いは、次の要領によるものとする。
    - ア 訓令第32条に規定する種類及び金額において正当な広告宣伝費は、当該調達製造原価に対し0.1%以下の額とするものとする。
    - イ 減価償却費は、税法で規定する普通償却の額を限度とするものとする。ただし、特別償却限度額を特に認める場合は、一般管理及び販売費に計上し、その計上により著しく一般管理及び販売費率に変動がある場合には、2年間を限度として調整することとする。
    - ウ 修繕費は税法で容認した額を限度とする。
    - エ 修繕・消耗用工具備品等で概ね隔年又は3年ごとに実施又は購入するものはその費用を2箇年以上に繰延計算することができる。
- 5 端(は)数計算要領
- 経費率算定における端数計算は原則として、次の要領によるものとする。
- (1) 中間計算の端数処理は四捨五入とする。
  - (2) 中間計算における率の端数処理は、0.01%未満の端数を切り捨てる。
  - (3) 操業度の計算においては、次の要領により切り上げる。
    - ア 操業度に金額を採用している場合
      - (ア) 100万円未満の場合……上位より実数3位未満は、これを切り上げる。
      - (イ) 1,000万円未満の場合…上位より実数4位未満は、これを切り上げる。
      - (ウ) 1,000万円以上の場合…上位より実数5位未満は、これを切り上げる。
    - イ 操業度に金額以外を採用している場合
      - 上位より実数4位未満は、これを切り上げる。ただし、操業度が10,000未満の場合は、10未満を切り上げる。
- (4) 最終計算



- ア 標準金利、一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率については、0.1%未満の端数を切り捨てる。
- イ 賃率、製造間接費率及び加工費率は5円をもって単位とし、5円未満の端数を切り捨てる。
- ウ 工場管理費率等、金額以外を単位とする場合は0.1%未満の端数を切り捨てる。

## 6 指名経費率

- (1) 指名経費率の計算は、指名された各企業体等の標準個別経費率を次の方法により算定する。

ア 賃率及び製造間接費率は、これをあわせて加工費率とし、当該指名経費率を適用しようとする業種又は品種の特性及び契約条件等を考慮して、各企業体等の個別加工費率の原価部門を複合又は分離して等質化し、平均値を算定する。

イ 各企業体等の一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率は、それぞれすでに等質化されたものとして平均値を算定する。

- (2) 指名経費率の計算特例として、調達物品等の特性、指名された企業体等の個別経費率の特性により当該個別経費率、又は個別経費率以外の公正妥当とする標準をもって指名経費率とすることができる。
- (3) 端数計算の要領は、前項を準用するものとする。

## 7 経費率算定の様式

経費率算定において使用する様式は、別紙第1から別紙第9を基準とし、必要に応じて変更し使用することができるものとする。

## 8 経費率の適用

- (1) 防衛装備庁と契約の相手方を同じくする企業体等と契約する際、当該企業体等について防衛装備庁算定の経費率がある場合は、当該経費率を適用する。
- (2) 防衛装備庁以外の防衛省の機関と契約の相手方を同じくする企業体等と契約する際、当該防衛省の機関の算定した経費率がある場合は、当該経費率を適用する。

## 9 経費率の原則的な適用要領

- (1) 契約の際、当該契約期間に適用すべき経費率（以下「当年度の経費率」という。）が確定している場合、当該経費率を適用する。
- (2) 契約の際、当年度の経費率が確定していない場合は、前年度の経費率を適用し、当該契約期間中その経費率を変更しないものとする。
- (3) 契約の際、当年度の暫定経費率がある場合は、当該暫定経費率を適用し、当該契約期間中その経費率を変更しないものとする。

## 10 経費率の特例的な適用要領

前項第2号又は第3号による原則的な適用要領によっては契約の締結が困難であるときは、契約の特性に応じ経済的調達に留意しつつ、次に示す各要領によることができる。

- (1) 前年度の経費率又は当年度の暫定経費率を適用し契約するが、契約の履行中途において当年度の経費率が確定された場合は、確定日以降当年度の経費率を適用する。

- (2) 前年度の経費率又は当年度の暫定経費率を適用し契約するが、契約の履行中途において当年度の経費率が確定された場合は、前年度の経費率又は当年度の暫定経費率の適用を当年度の経費率に全部置き換えて適用する。
- (3) 前年度の経費率又は当年度の暫定経費率を適用し契約するが、契約の履行完了後契約金額を確定するまでの間において、当年度の経費率が確定された場合は、前号による。

#### 11 国庫債務負担行為の経費率適用要領

- (1) 当年度の経費率が確定している場合は、当該経費率を適用するものとし、当該契約期間中原則として当該経費率を変更しないものとする。
- (2) 当年度の経費率が確定していない場合は、第9項第2号によるものとし、当年度の暫定経費率がある場合は、第9項第3号によるものとする。
- (3) 前2号の適用要領によっては契約の締結が困難な場合は、当該契約期間において適用すべき各年度の経費率に基づき、前項によることができるものとする。
- (4) 前号により契約を締結する場合は、契約の特性に応じ必要により、当該契約期間に適用すべき経費率に対応する作業工数の把握に努めるものとする。

#### 12 経費率算定希望企業体等の上申

経費率の算定を希望する企業体等がある場合は、次の各号の区分に応じ、別紙第8により毎年1月末日までに陸上幕僚長に上申するものとする。

- (1) 防衛装備庁で経費率の算定を希望する企業体等
- (2) 防衛装備庁及び自隊以外の防衛省の機関で経費率の算定を希望する企業体等
- (3) 自隊で経費率の算定を計画している企業体等

#### 13 防衛大臣承認事項等に係る上申

訓令第70条の規定により防衛大臣の承認を得て定めた標準的な数値により難いと判断した場合は、必要の都度別紙第8により陸上幕僚長に上申するものとする。

加工費率算定表（部門別計算表）

別紙第1

会社名： \_\_\_\_\_

項目 費目	実際額			調査額（千円）		計算値	査定値
	期	期	年間	控除額	加算額		
（間接材料費）							
工場消耗品費							
補助材料費							
消耗工具器具備品費							
（労務費）							
直接賃金諸手当							
間接賃金諸手当							
給料							
雑給							
賞与							
退職金							
福利費							
（間接経費）							
厚生費							
減価償却費							
貸借料							
保険料							
租税公課							
電力・ガス・水道料							
運賃保管料							
旅費交通費							
通信費							
外注加工費							
雑費							
（補助部門配賦額）							
A 加工費合計							
B 工数							
A / B（円 / H）							
間接工							
直接工							
1日当定就業時間							
要延出勤日数							
出勤率							
残業率							
直工率（稼働率）							

部 門 工 数 算 定 表

会社名: \_\_\_\_\_

部門	実績 又は 予定	平均在籍人員		直 接 工									直 接 作 業 時 間			備考
		(A) 直接工	(B) 間接工	(C) 1日当り の要出 勤時間	(D) 1人当り の要出 勤日数	(E) 要延出 勤時間	(F) 実出 勤時間	(G) 出 勤率	(H) 残 業時間	(I) 総 実動 時間	(J) 残 業率	(K) 稼 働率	(L) 直 接 作 業 時 間	(M) 間 接 作 業 時 間	(N) 計	
	本 工															
	社 外 工															
	パ ー ト タ イ マ ー															
	小 計															
	本 工															
	社 外 工															
	パ ー ト タ イ マ ー															
	小 計															
合 計																

注：1 要延出勤時間 = (A) × (C) × (D)

2 出勤率 = (F) / (E)

3 残業率 = (H) / (F)

4 総実働時間 = (F) + (H)

5 稼働率 = (L) / (I)



## 利子率算定諸元表

会社名： \_\_\_\_\_

## 1 利子率算定諸元表（個別財務諸表または連結財務表セグメント情報※）

## (1) 期間総原価

項目		期末実績（千円）		
		年度	年度	年度
売上原価				
一般管理及び販売費				
販売直接費				
控除勘定	梱包輸送費			
	小計			
計				
期間総原価				

## (2) 期間経営総資本平均額等

項目		期末実績（千円）					
		年度		年度		年度	
		前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末
総資産							
控除勘定	投資その他の資産						
	繰延資産						
	繰延税金資産						
	貸付金						
	流動資産の有価証券等						
	遊休資産						
	小計						
計							
経営資本平均額							
期間経営総資本平均額							

## 2 当該事業の経営資本回転率

$$\text{当該事業の経営資本回転率（\%）} = \frac{\text{期間総原価}}{\text{期間経営総資本平均額}} \times 100$$

※セグメントとは、事業の種別（区分）をいう。

## 利 子 率 算 定 表

会社名： \_\_\_\_\_

標準金利		前年度実績等（千円）	
		前期末	当期末
総資産			
控除勘定	投資その他の資産		
	繰延資産		
	繰延税金資産		
	貸付金		
	流動資産の有価証券等		
	遊休資産		
	小計		
計			
期間経営資本平均額			
期間総原価			

$$\text{利子率（\%）} = \frac{\text{経営資本} \times \text{標準金利}}{\text{期間総原価}} \times 100$$







## 防衛装備庁で経費率の算定を希望する企業体等（標準個別経費率）

No	会社名等	工場等名	部門	主要調達物品名	年間調達額（千円）	算定希望時期	備考 （経費率算定上の要望事項等）

（注）修理部門の経費率を自隊で算定を希望する企業体等については、備考欄にその旨を明記すること。

## 防衛装備庁及び自隊以外の防衛省の機関で経費率の算定を希望する企業体等（標準個別経費率）

No	会社名等	工場等名	部門	主要調達物品名	年間調達額（千円）	算定希望時期	備考 （経費率算定上の要望事項等）

（注）修理部門の経費率を自隊で算定を希望する企業体等については、備考欄にその旨を明記すること。

## 自隊で経費率の算定を計画している企業体等（標準個別経費率）

No	会社名等	工場等名	部門	主要調達物品名	年間調達額（千円）	算定希望時期	備考 （経費率算定上の要望事項等）

## 防衛装備庁で経費率の算定を希望する企業体等（実際個別経費率）

No	会社名等	工場等名	部門	主要調達物品名	年間調達額（千円）	算定希望時期	備考 （経費率算定上の要望事項等）

（注）算定を希望する企業体等については、翌年度以降に確定を行う原価監査付契約を 1 件以上挙げること。

## 防衛装備庁及び自隊以外の防衛省の機関で経費率の算定を希望する企業体等（実際個別経費率）

No	会社名等	工場等名	部門	主要調達物品名	年間調達額（千円）	算定希望時期	備考 （経費率算定上の要望事項等）

（注）算定を希望する企業体等については、翌年度以降に確定を行う原価監査付契約を 1 件以上挙げること。

## 自隊で経費率の算定を計画している企業体等（実際個別経費率）

No	会社名等	工場等名	部門	主要調達物品名	年間調達額（千円）	算定希望時期	備考 （経費率算定上の要望事項等）

（注）算定を希望する企業体等については、翌年度以降に確定を行う原価監査付契約を 1 件以上挙げること。

## 防衛大臣承認上申事業等

番号	会社名 工場名 部門名	主要調達物品等	上申内容・理由	数値等の根拠等	備考

※上申内容には、経費率区分等について具体的に記載すること。

## 計算項目等基準表

決裁年月日	令和 . . . .	部長	課長	班長	係長	作成者
経费率区分	(選択) * 1					
会社名 事業・工場						
訓令上の計算項目		訓令上の計算要素		事業基準		備考
製造 直接費	1 直接材料費	(1) 素材費又は原料費 (2) 部品費				
	2 直接労務費	(1) 賃金 (2) 諸手当				
	3 直接経費	(1) 設計費 (2) 検査費 (3) 専用治工具費 (4) 機械及び装置費 (5) 据付調整費及び仮設費 (6) 試験研究費 (7) 開発費 (8) 技術提携費 (9) 特別諸掛				

訓令上の計算項目	訓令上の計算要素	事業基準	備考	
製造間接費	1 間接材料費	(1) 消耗工具器具備品費 (2) 補助部門材料費 (3) 工場消耗品費 (4) 事務用消耗品		
	2 間接労務費	(1) 間接賃金 (2) 給料 (3) 間接諸手当 (4) 退職給付費用 (5) 法定福利費		
	3 間接経費	(1) 労務副費 (2) 減価償却費 (3) 不動産賃借料 (4) 動産賃借料 (5) 保険料 (6) 租税公課 (7) 修繕費 (8) 電力料 (9) ガス料 (10) 水道料 (11) 運賃 (12) 保管料 (13) 旅費交通費 (14) 通信費 (15) 会議費 (16) 棚卸減耗費 (17) 外注加工費 (18) 雑費		

訓令上の計算項目	訓令上の計算要素	事業基準	備考
一般管理及び販売費	(1) 役員給与手当 (2) 従業員給与手当 (3) 福利厚生費 (4) 退職給付費用 (5) 事務用消耗品費 (6) 減価償却費 (7) 不動産賃借料 (8) 動産賃借料 (9) 保険料 (10) 租税公課 (11) 修繕料 (12) 水道光熱費 (13) 運賃 (14) 保管料 (15) 旅費交通費 (16) 通信費 (17) 会議費 (18) 広告宣伝費 (19) 販売手数料 (20) 研究開発費 (21) 雑費		
販売直接費			
梱包費			
輸送費			

〔記載要領〕

(選択) \* 1 : 「標準個別経費率」、「指定個別経費率」のうち該当する経費率区分のいずれかを記入